

公布された規則のあらまし

佐賀県首都圏事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 15 号）

- 1 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長を廃止することとした。（第 3 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則（規則第 16 号）

- 1 佐賀県立博物館、佐賀県立九州陶磁文化館、佐賀県立美術館、佐賀県立名護屋城博物館及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館に非常勤の館長を置くことができることとした。
- 2 1 により非常勤の館長を置く場合は、統括副館長を置くこととした。
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県療育支援センター管理規則の一部を改正する規則（規則第 17 号）

- 1 センターに医務監を置くことができることとした。（第 4 条関係）
- 2 医務監は、上司の命を受けて、療育支援センターの事務のうち医療及び保健に関するものその他所長が特に命ずるものを掌理することとした。（第 5 条関係）
- 3 児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 8 条～第 10 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、一部の規定を除き、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県関西・中京事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 18 号）

- 1 事務所の所掌事務に、企業誘致の促進に関するものを加えることとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 19 号）

- 1 佐賀県財務規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 売りさばき業務を廃止しようとする売りさばき人が、売りさばき人指定書を会計管理者に提出しなければならない時期を、証紙を返還して現金の還付を受けようとするときに改めることとした。（第 10 条の 2 の 3 及び第 15 条関係）
- 3 指定出納員は、返還又は交換の請求により証紙を受領した場合は、使用できるものを除き、当該証紙を直ちに会計管理者に送付しなければならないこととした。（第 15 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）

- 1 佐賀県行政組織規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 物品（重要物品を除く。）の管理について、本庁等の各課の副課長等が専決できることとした。（第 3 条の 3 関係）
- 3 重要物品の定義を整理することとした。（第 144 条関係）
- 4 受入後直ちに交付する燃料について、需用品等・出納供用簿への記帳を省略できることとした。（第 146 条関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、一部の規定を除き、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 7 旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則ほか 2 規則について、所要の改正を行うこととした。